

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の特殊

勤務手当に関する規則

(昭和四十年八月十七日
規則第五号)

改正

昭和四一年 三月二三日規則第 三号	昭和六一年二月二六日規則第 四号
昭和四四年一〇月 四日規則第 二号	平成 二年二月二七日規則第 四号
昭和四九年 四月一六日規則第 四号	平成 四年二月二八日規則第一〇号
昭和五四年 八月一七日規則第 二号	平成 五年二月二七日規則第 四号
昭和五五年二月二六日規則第 四号	平成 六年二月二七日規則第 五号
昭和五六年二月二六日規則第 三号	平成 八年二月二六日規則第 五号
昭和五九年 三月二六日規則第 一号	平成一〇年二月二五日規則第 二号
昭和五九年 六月一五日規則第 二号	平成一七年 七月二二日規則第 四号
昭和五九年二月二七日規則第 三号	平成一八年二月二〇日規則第一一号
昭和六〇年二月二八日規則第 三号	平成一九年 三月三〇日規則第一一号

(趣旨)

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条
例(平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第十号)の規定に基づ
き、特殊勤務手当に関する事項を定めるものとする。

(手当の額等)

第二条 特殊勤務手当の種類、勤務内容、支給を受ける者の範囲及
び手当の額は、別表のとおりとする。

第五編 給与 (蒲郡市幸田町衛生組合職員の特殊勤務手当に関する規則)

(手当の減額等)

第三条 日額による特殊勤務手当の額を算定する場合において、特
殊勤務手当の支給を受ける勤務(以下「特殊勤務」という。)に従
事した期間が一日において四時間未満であるときは、当該特殊勤
務に係る特殊勤務手当の額に二分の一を乗じて得た額を減額す
る。

2 月額による特殊勤務手当の額を算定する場合において特殊勤務
に従事した日数が一月において十六日未満であるときは、次の各
号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額を減額する。

一 特殊勤務に従事した日数が四日未満の場合 当該特殊勤務に
係る特殊勤務手当の額に十分の八を乗じて得た額

二 特殊勤務に従事した日数が四日以上八日未満の場合 当該特
殊勤務に係る特殊勤務手当の額に十分の六を乗じて得た額

三 特殊勤務に従事した日数が八日以上十二日未満の場合 当該
特殊勤務に係る特殊勤務手当の額に十分の四を乗じて得た額

四 特殊勤務に従事した日数が十二日以上十六日未満の場合 当
該特殊勤務に係る特殊勤務手当の額に十分の二を乗じて得た額

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に
定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年規則第三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四四年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年八月一日から適用する。

附 則 (昭和四九年規則第四号)

この規則は、昭和四十九年十二月二十九日から施行する。

附 則 (昭和五四年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十四年七月一日から適用する。

附 則 (昭和五五年規則第四号)

この規則は、昭和五十五年十二月二十七日から施行する。

附 則 (昭和五六年規則第三号)

この規則は、昭和五十六年十二月二十九日から施行する。

附 則 (昭和五九年規則第一号) 抄

改正 昭和五九年六月一五日規則第二号

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十八年四月一日から

適用する。

附 則 (昭和五九年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年規則第三号) 抄

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則 (昭和六〇年規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年規則第四号) 抄

(施行期日等)

1 この規則のうち、第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は昭和六十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二年規則第四号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項第一号から第四号の改正規定は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表衛生手当の項、手当の額欄の改正規定は、平成六年一月一日から施行する。

附 則（平成六年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第四号）

この規則は、平成十七年八月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

別表

手当の種類	勤務内容	受給者の 範囲	支給 単位	手当の額	備考
主任手当	清幸園衛生処理場の 勤務	主任	月額	1,500円	
衛生手当		行政職給料 表及び技能 業務職給料 表適用職員	日額	700円	